

告 示

埼玉県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業島中領地区（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を変更したの
で、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び
当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年三月二十四日から令和三年四月二十一日まで

二 縦覧場所

久喜市役所

幸手市役所